

川崎市民間保護施設入所者処遇改善費等支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条に規定する保護施設に入所する者の処遇改善を図るため、民間保護施設に対して、処遇改善費等を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 この処遇改善費等は、社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が、本市内に設置する保護施設に対して支給するものとする。

(内 容)

第3条 この処遇改善費等の内容は、次のとおりとする。

(1) 一般生活費

入所者の日常生活費に充当する経費として、月額1,680円を支給する。

(金 額)

第4条 この処遇改善費等の額は、次のとおりとする。

(1) 一般生活費

1,680円(月額)×入所人員(各月初日在籍者数)

(申 請)

第5条 この処遇改善費等を支給申請する者は、四半期ごとに民間保護施設入所者処遇改善費等支給申請書(第1号様式)により、当該四半期の初月の7日までに、申請(概算請求)するものとする。

(返還等)

第6条 市長は、処遇改善費等の支給を受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給した処遇改善費等の全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 不正な手段をもって支給を受けたとき。

(3) 使途が不適當であるとき。

(実績報告)

第7条 この補助金の交付を受けた者は、四半期ごとに民間保護施設入所者処遇改善費等事業実績報告書(第2号様式)により、当該四半期終了の翌月の5日までに、実績報告をするものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

(第1号様式)

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

所在地

施設名

施設長

民間保護施設入所者処遇改善費等支給申請書

次により処遇改善費等を支給されるよう関係書類を添えて申請します。

申 請 金 額 円

(内 訳)

種 類	単 価	入所人員	申請月	今期概算額	前期残額	請求額
一般生活費	1,680円	名	月 ~ 月 3カ月分	円	円	円
計	1,680円	名	3カ月分	円	円	円

(第2号様式)

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

所在地

施設名

施設長

民間保護施設入所者処遇改善費等事業実績報告書

次により民間保護施設入所者処遇改善費等事業実績報告します。

精 算 金 額 円

(内 訳)

種 類	単 価	入所人員	今期概算額	実支出額	残 額
一般生活費	1,680円	月 名 月 名 月 名	円	円	円
計	1,680円	名	円	円	円